

## 専決処分第2号

### 専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年3月18日

高根沢町長 神林秀治

- 1 損害賠償の額 44,000円
- 2 損害賠償の相手方 法人
- 3 事故の概要 令和8年1月21日午後1時20分頃、高根沢町宝石台地内において、上下水道課職員が運転する公用車（宇都宮502た8458）が配水場敷地から道路へ進入したところ、右側から直進して来た相手方車両と接触し、当該車両を破損した。  
その破損に対して損害賠償をする。